

富里市狩猟免許取得促進事業補助金交付要綱

(平成29年10月2日告示第102号)

改正 平成31年3月29日告示第101号 令和4年3月18日告示第34号
令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、イノシシ等の獣類による農作物被害への対応策として捕獲担い手の育成及び確保を図るため、わなによる駆除に従事する者が必要な狩猟免許取得に係る費用に対して、予算の範囲内において富里市狩猟免許取得促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、富里市の捕獲従事者として登録し、登録日より起算して3年以上、捕獲業務に従事することができる者とする。

2 補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該者が行う事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を得る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為。

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員

であることを知りながら、当該契約を締結する行為

- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、補助対象者が、当該年度に実施される狩猟免許試験においてわな猟免許（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条第3項に規定するわな猟免許をいう。）を新規に取得する事業とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の対象となる経費及び補助金の額は、別表に定めるところによる。

- 2 補助対象期間は、毎年度4月1日から翌年3月31日までとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、富里市狩猟免許取得促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）及び捕獲従事者登録同意書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、富里市狩猟免許取得促進事業補助金交付決定兼補助金交付確定通知書（別記第3号様式）により通知するとともに、当該交付決定者について、捕獲従事者として登録するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により通知を受けた補助対象者は、富里市狩猟免許取得促進事業補助金請求書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたときは、交付の決定を取り消し、当該補助金の全額又は一部を返還させることができる。

(暴力団密接関係者)

第9条 規則第20条第1項第3号に規定する市長が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、平成29年度分の予算に係る部分から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成31年3月29日告示第101号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年3月18日告示第34号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年3月14日告示第30号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

経費	1人当たりの基準額
初心者狩猟講習会受講料	10,000円以内
狩猟免許試験申請費用	5,200円。ただし、試験の一部免除者については、3,900円とする。

別記

第1号様式（第5条関係）

富里市狩猟免許取得促進事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

富里市長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

富里市狩猟免許取得促進事業補助金の交付を受けたいので、富里市狩猟免許取得促進事業補助金交付要綱第5条規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 補助金額

試験申請 手数料	講習会 受講料	合 計	※補助金	自己負担額
A 円	B 円	$C=A+B$ 円	D 円	$E=C-D$ 円

※補助金上限額【15,200円】・①一部試験免除者上限額【13,900円】

②一部試験免除者上限額（猟友会員）【11,900円】

3 免許取得年月日 年 月 日

免 許 番 号

4 添付書類 狩猟免状の写し、初心者狩猟講習会受講料の領収書
その他指示のあるもの

第2号様式（第2条、第5条関係）

捕獲従事者登録同意書

富里市長

様

私は、富里市狩猟免許取得促進事業補助金を申請するに当たり、富里市の捕獲従事者（イノシシ等獣類）として登録し、3年以上捕獲業務に従事することに同意いたします。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

生年月日 _____

免許番号 _____

第3号様式（第6条関係）

富里市狩猟免許取得促進事業補助金交付決定兼補助金交付確定通知書

指令第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

様

富里市長



年 _____ 月 _____ 日付けで交付申請のあった富里市狩猟免許取得促進事業補助金について、富里市狩猟免許取得促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 _____ 円
- 2 補助金交付確定額 _____ 円

第4号様式（第7条関係）

富里市狩猟免許取得促進事業補助金請求書

年 月 日

富里市長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

年 月 日付け指令第 号をもって補助金交付決定及び補助金交付確定のあった富里市狩猟免許取得促進事業補助金について、富里市狩猟免許取得促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

金融機関名・支店名	
種 別	普通・当座
口座番号	
口座名義人	